

県議会だより

第19号
平成19年7月1日

発行：和歌山県議会
編集：和歌山県議会事務局
〒640-8585
和歌山市小松原通1-1
☎073-432-4111 (代表)
ホームページアドレス
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/

県議会の 新体制決まる

先の統一地方選挙で新たに県民の負託を受けた議員による初総会が、5月1日に開催され、臨時会の日程等について協議されました。

臨時会は、5月15日から18日までの4日間開催され、新しい議会構成が決まりました。

まず、議長・副議長の選挙が行われ、議長に中村裕一議員、副議長に新島雄議員が選ばれました。

次に、議会運営委員会、常任委員会について委員と正副委員長が決まりました。また、特別委員会についても、新たに設置され、委員と正副委員長が決まりました。

5月臨時会の概要

知事あいさつ要旨

私は、県政の信頼を二日も早く取り戻すことが与えられた最大の使命であると考え、4月より監察査察制度と職員倫理規則をスタートさせるとともに、公共調達検討委員会からの提言をもとに、あのような事件が二度と起こりえないようなシステムを早期に構築し、清潔で効率的な行政の実現を図っていきたくと考えています。また、大変厳しい財政状況の中、行財政改革推進プランに基づき、事務事業の見直しや人件費の削減等によって財源の捻出に努め、政策目標の達成に向けて県の総力をあげて取り組んでいるところで、私の終生の目標である元氣な和歌山の具現化に向けて、日々努力を続ける所存です。



議決結果

項目	件数	概要	結果
知事提出の人事案件	2件	和歌山県監査委員の選任につき同意を求めるについて	同意
知事専決処分報告	4件	平成18年度和歌山県一般会計補正予算等	承認

就任のごあいさつ



議長 中村 裕一



副議長 新島 雄

このたび、私どもが県議会議長並びに副議長の重責を担うことになりました。まことに身に余る光栄であり、その使命と職責の重大さにあらためて身の引き締まる思いがいたします。

現在、わが国ではあらゆる分野で改革が進んでいます。私たちが担当する地方自治制度も大きな変革期にあり、国の行財政改革や地方分権の進展により自己決定・自己責任の原則のもとで創意工夫を凝らした行政が要求されています。

一方、本県では、人口減少・少子高齢化が続くなか、産業振興、安心・安全の確保、医療、福祉、教育など県政各般にわたり様々な課題が山積しています。

それらに的確に対応していくためには、チェック機能の強化はもちろん、まさに県民の身近にいる議員が県民のニーズを把握し、議員自らが政策を条例という形にして実現する議員提案機能の強化が必要であると考えています。また、わかりにくいといわれる議会活動については、今まで以上に、県民の皆様を知っていただく努力をしたいと考えています。

激しい変化の時代に対応し、県民生活の充実と県勢の浮揚を図り、個性豊かで活力あふれる県づくりをすすめるため、真の県民の代表機関として議会の持てる力を存分に発揮できるよう積極的な運営に努めてまいります。県民の皆様のご支援とご協力を心からお願ひ申し上げます。

県議会からのお知らせ

本会議場での一般質問等の様子をお知らせしています

● インターネット中継
県議会ホームページから、ご覧いただけます。

● テレビ
テレビ和歌山で一般質問当日の午後10時30分から55分まで（手話だよりも議会閉会後放映）

● ラジオ
和歌山放送で一般質問当日の午後10時から30分まで（時間は、変更になる場合有り）

虚礼廃止にご協力ください

県議会では「議員の政治姿勢と虚礼廃止に関する決議」や公職選挙法に基づき、虚礼を廃止した議員活動を行っています。具体的には次のような項目です。県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ・ 冠婚葬祭、慶事、見舞い及び各種行事等における寄付行為の禁止（本人が出席する結婚式の祝儀、香典等は除く）
- ・ 中元や歳暮の贈答はしない
- ・ あいさつ状の禁止
- ・ 議員名、議員団名及び会派名による年賀・暑中見舞い等の各種広告の禁止
- ・ お祝い・おみやみやみ電報等は出さない（親戚・友人は除く）

議員の資産公開について

県議会議員の政治倫理の確立を目的に制定された資産公開条例に基づき、平成19年度の資産等補充報告書（平成18年度中の補充報告書）が平成19年7月2日から公開されます。報告書の保存期限は5年間で、だれでも閲覧することができます。

● 閲覧
月々金曜日 9時～17時45分まで
県議会事務局総務課で。（祝日・年末年始は除く）
問 県議会事務局総務課
☎073-441-3560

請願・陳情をするには

県民の皆さんの希望や意見を直接県政に反映させるために、請願書や陳情書を県議会に提出することができます。

- ① 請願の要旨及び請願の理由
 - ② 提出年月日
 - ③ 請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合はその名称と代表者が署名又は記名押印のうえ、県議会議員の紹介署名（1名以上）を付して提出してください。
- また、陳情書の様式は、請願に準じたもので結構ですが、請願

県議会（本会議）の傍聴は

県議会本会議は公開となっておりますので、原則としてどなたでも傍聴できます。

● 傍聴
県議会は、年4回（2月、6月、9月、12月）に開催される「定例会」と、必要がある場合、臨時に開催される「臨時会」があります。傍聴を希望される方は、開催日等をお確かめください。

問 県議会事務局議事課
☎073-441-3570

編集部から

県議会の広報紙「和歌山県議会だより」についてのご意見・ご要望は、議会事務局調査課までお寄せください。
☎073-441-3580 FAX073-441-3581
Eメール
e2003001@pref.wakayama.lg.jp